

神奈川県監査委員公表第5号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、神奈川県収用委員会会長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成24年4月20日

神奈川県監査委員	真島	審一
同	高岡	香
同	長峯	徳積
同	堀江	則之
同	飯田	誠

- 1 監査実施箇所名
収用委員会事務局
- 2 監査実施日
平成22年9月3日（平成22年8月6日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成22年11月2日（神奈川県公報号外第74号）神奈川県監査委員公表第17号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項) 会計事務処理において、年度内に二度にわたり、執行伺票を含む書類を紛失しており、文書管理が著しく不適切であった。	指導事項については、文書管理に関する理解と運用体制の整備が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、文書保管の原則の遵守を徹底するとともに、フォルダー等の適切な活用により適正な文書管理に努めることとした。